

東京都外国人美容師育成事業育成機関設置基準

令和4年6月3日

第1 目的

この基準は、東京都（以下「都」という。）が実施する国家戦略特別区域外国人美容師育成事業（以下「本事業」という。）に関して、外国人美容師を雇用契約に基づく労働者として受け入れ、特定美容活動に従事させ、当該外国人美容師に実践的な美容に関する知識及び技能を修得させる本邦の公私の機関（以下「育成機関」という。）に必要な基準を定め、もって本事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

第2 用語

この基準において使用する用語は、法で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- 1 「特定美容活動」とは、都により認定された育成計画に基づいて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の5の表の下欄の規定に基づき指定した活動であって、当該指定において特定された育成機関との契約に基づき、かつ、育成機関の指揮監督を受けて行う実践的な美容に関する知識及び技能を要する業務に従事するものをいう。
- 2 「外国人美容師」とは、美容師養成施設（美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第3項の規定による都道府県知事の指定を受けた施設をいう。以下同じ。）において、美容師たるに必要な知識及び技能を修得した者のうち、次の要件を全て満たし、特定美容活動を行うものをいう。
 - (1) 美容師養成施設において美容に関する業務に従事するために必要な知識及び技能を修得し、成績優秀かつ素行が善良であること。
 - (2) 美容に関する知識及び技能を高めようとする意思、及び帰国後、日本式の美容に関する技術・文化を世界へ発信する意思を有すること。
 - (3) 特定美容活動を行うために必要な日本語の能力として、独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が主催する「日本語能力試験（JLPT）」のN2程度その他これと同等以上の能力を有すると認められること。
 - (4) 特定美容活動への従事を開始する時点で満18歳以上であること。
 - (5) 美容師免許を取得している者（国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領（以下「要領」という。）第4の1に規定する育成計画の申請日時点においては、美容師免許を取得する見込みがある者）。
- 3 「監理実施機関」とは、美容産業の発展に資する取組を実施し、かつ、美容に係る専門的知識を有する機関のうち、都から以下の要件を満たしていることの確認を受けた機関をいう。
 - (1) 本事業に係る育成計画の策定及び実施に関する監理に必要な事務を行う人員等

が確保されていること。

- (2) 本事業に係る育成計画の策定及び実施に関する監理を行うことを健全に遂行するに足りる財産的基礎を有するものであること。
- (3) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）に基づく無料職業紹介の許可を受けていること又は届出を行っていること。
- (4) 営利を目的としない本邦の法人であること。
- (5) 外国人美容師等の苦情及び相談を受ける窓口を設け、適切に対応できる体制が構築されていること。
- (6) 次のいずれかに該当する法人でないこと。
 - ① その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - (ア) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2 第 1 項、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）第 1 条、第 2 条若しくは第 3 条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - ② その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているもの
 - ③ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しないもの
 - ④ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

第 3 育成機関の責務

- 1 育成機関は、監理実施機関による監理のもと、契約に基づき外国人美容師を雇用し、特定美容活動を実施させるものとする。
- 2 育成機関は、事業実施区域以外の区域において外国人美容師による特定美容活動を提供してはならない。
- 3 育成機関は、その雇用する外国人美容師に対する雇用主責任を果たさなければなら

ない。

4 育成機関は、雇用している外国人美容師を他の育成機関等の業務に従事させてはならない。

第4 育成機関の基準適合性についての確認

育成機関になることを希望する者（法人を含む。）は、以下の要件に適合しているかどうかについて、要領別記様式第12号により、監理実施機関に確認を求めなければならない。

- (1) 外国人美容師が実践的な美容に関する知識及び技能を修得するため、以下の要件を満たし、育成計画を適切に実施できる美容所（美容師法第2条第3項に規定する施設をいう。以下同じ。）を、事業実施区域に有していると認められること。
 - ・美容所の都道府県知事の許可要件を満たしていること
 - ・育成計画の内容と美容所に設けられた施設が合致していること
- (2) 美容師法第12条の3に規定する管理美容師を配置していること。
- (3) 以下により、健全かつ安定的な経営状況であると認められること。
 - ・直近の決算が黒字であることまたは過去3年間の経営が安定していること
 - ・直近の決算が赤字である場合には、過去3年間の欠損金や債務超過等のほか、必要に応じて個別に債務返済計画書や経営診断報告書等が準備されていること
- (4) 労働に関する法律の規定及び社会保険に関する法律の規定を遵守していること。
 - ・厚労省HPの労働基準関係法令違反に係る公表事案に掲載されていないこと。
 - ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく雇入れ及び作業内容変更時の安全衛生教育の実施や雇入れ時及び定期健康診断を実施していること。
 - ・雇用保険・労災保険・健康保険・年金保険の適用事業所であること
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ② 出入国若しくは労働に関する法律の規定又は当該規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第50条（第2号に係る部分に限る。）及び第52条の規定を除く。）により、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ④ 健康保険法（大正11年法律第70号）第208条、第213条の2若しくは第214条第1項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第156条、第159条若しくは第160条第1項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第51条前段若しくは第54条第1項（同法第51条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険

法（昭和 29 年法律第 115 号）第 102 条、第 103 条の 2 若しくは第 104 条第 1 項（同法第 102 条又は第 103 条の 2 の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 46 条前段若しくは第 48 条第 1 項（同法第 46 条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 83 条若しくは第 86 条（同法第 83 条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

- ⑤ 精神の機能の障害により本事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ⑥ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ⑦ 過去 5 年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ⑧ 暴力団員等
- ⑨ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が①から⑧まで又は⑩のいずれかに該当するもの
- ⑩ 法人であって、その役員のうち①から⑨までのいずれかに該当する者があるもの
- ⑪ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第 5 役割

育成機関は、本事業を適正かつ確実に実施するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 外国人美容師の雇用に関すること。
- (2) 育成計画の作成及び申請に関すること。
- (3) 外国人美容師の修得状況確認及び適切な指導に関すること。
- (4) 監理実施機関への報告に関すること。
- (5) 監理実施機関による監査に関すること。
- (6) 外国人美容師の保護に関すること。
- (7) その他、本事業の適正かつ確実な実施のために必要なこと。

第 6 外国人美容師の雇用

- 1 育成機関は、監理実施機関による育成機関と外国人美容師との就職斡旋（以下「マッチング」という。）に基づき、事業実施区域内に所在する美容所において、外国人美容師を直接雇用し、職務内容、雇用期間、報酬額その他の雇用条件を明確に定めた雇用契約を文書により締結しなければならない。
- 2 外国人美容師が受ける報酬は、特定美容活動と同等の業務に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上でなければならない。
- 3 2 の報酬額は、外国人美容師に対し、直接、法定通貨で、その全額を毎月 1 回以上、一定日に支払わなければならない。
- 4 2 の報酬額は、法令及び労使協定で定められているものに限って控除することがで

- きる。
- 5 1の契約を締結するに当たっては、外国人美容師に本事業に基づく特定美容活動を通算して5年以上行わせてはならない。
 - 6 育成機関は、外国人美容師を法定の労働時間を超えて労働させた場合、以下に規定する法定の率で計算した割増報酬額を支払わなければならない。
 - (1) 法定の労働時間を超えて労働した場合は25%以上
 - (2) 深夜（午後10時から午前5時まで）に労働した場合は25%以上
 - (3) 休日に労働した場合は35%以上
 - (4) 1か月に60時間を超えて時間外労働をした場合は50%以上（ただし、中小企業への適用は令和5年4月1日からとする。）
 - 7 育成機関は、外国人美容師に対し、正規の労働時間終了後に技術の習得を目的とした無報酬の労働を行わせてはならない。
 - 8 1の雇用条件は、以下を遵守しなければならない。
 - (1) 所定労働時間は週40時間以内、1日8時間以内とすること。
 - (2) 労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも60分の休憩を設けること。
 - (3) 少なくとも毎週1日又は4週間を通じて4日以上の日を付与すること。
 - (4) 年次有給休暇を適切に付与すること。
 - (5) 法定の労働時間を超えて又は休日に労働させる場合は、「時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）」の範囲内とすること。
 - (6) 外国人美容師が母国に一時帰国が可能な程度の休暇を付与していること。
 - 9 育成機関は、雇用する外国人美容師について、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険に加入させなければならない。
 - 10 外国人美容師の育成人数は、一の美容所当たり3人以内とする。
 - 11 育成機関は、外国人美容師を雇用するとき又は雇用している外国人美容師の業務内容を変更したときは、業務内容及び機械・機器・薬剤の取扱方法等、安全衛生の確保に必要な事項について、外国人美容師が理解できる方法で安全衛生教育を実施しなければならない。
 - 12 育成機関は、外国人美容師を受け入れるに当たって、当該外国人美容師又はその家族等の密接な関係を有する者（以下「外国人美容師等」という。）から、保証金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を徴収してはならず、かつ、外国人美容師等との間で、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結してはならない。
 - 13 育成機関は、外国人美容師に特定美容活動以外の業務をさせてはならない。
 - 14 育成機関は、外国人美容師に対し、特定美容活動に関する教育訓練、在留上及び就業上理解しておくべき関係法令、苦情及び相談を受ける窓口について、必要な周知を行わなければならない。
 - (1) 特定美容活動に関する教育訓練
仕事に対する姿勢・コミュニケーション、特定美容活動の心構え・意義及び基礎実

務、マナー、緊急時の場合の対応（利用者等とのトラブル時の対応や、身を守るための対応、警察や消防への通報など）等について説明する。

(2) 在留上理解しておくべき関係法令

在留カードに関する手続、再入国許可手続、在留期間の更新手続、退去強制事由等の注意事項について説明する。

(3) 就業上理解しておくべき関係法令

労働条件や労働契約等に関する事項について説明する。

(4) 苦情及び相談を受ける窓口

育成機関及び監理実施機関が設けている、就労や生活に関する苦情・相談を受けることができる窓口について、説明する。

15 育成機関は、外国人美容師を雇用するときに健康診断を実施しなければならない。また、雇用している外国人美容師に対し、1年に1回定期健康診断を実施しなければならない。

16 育成機関は、受け入れる外国人美容師に従事させる業務に従事する相当数の労働者を非自発的に離職させてはならない。

第7 育成計画の策定及び申請

1 育成機関は、外国人美容師の実践的な美容に関する知識及び技能の修得に係る育成計画を策定し、原則として当該計画に係る外国人美容師となることを希望する者の在留期間満了日から1か月以上前までに、外国人美容師となることを希望する者ごとに作成した要領別記様式第2号により、監理実施機関を経由して都に対し育成計画の申請を行い、認定を受けなければならない。

2 育成計画には、次の事項を含むものとする。

(1) 実践的な美容に関する知識及び技能を修得するための計画及び施設に関する事項

・従事する業務に、以下掲げる業務が含まれていること。

- ① シャンプー
- ② カット
- ③ トリートメント
- ④ ブロー
- ⑤ セット・アイロン
- ⑥ カラー
- ⑦ パーマ・縮毛矯正
- ⑧ ヘッドスパ

・以下に掲げる付随業務等が極端に多いなど不適切な比重となっていないこと。

- ① まつげエクステンション
- ② ネイル
- ③ エステティック
- ④ 着物着付け

- ⑤ メイク
 - ⑥ 洋装ブライダル
 - ⑦ 出張美容
 - ⑧ 美容所の経営管理に関すること
 - ⑨ その他都が必要と認める業務
 - ⑩ その他付随業務
 - ・当該美容所の施設設備、人員では実施不可能な内容が育成計画に記載されていないこと。
- (2) 育成期間
- ・記載されている育成期間（実践的な美容に関する知識及び技能を修得するための期間）が5年以内であること。
- (3) 在留中の住居の確保に関する事項
- ・在留中の住居の確保方法（寮や民間賃貸等）が明らかであること。
- (4) 外国人美容師が母国に一時帰国可能な程度の休暇の取得に関する事項
- ・一時帰国が可能な程度のまとまった休暇が取得できること。
- (5) 美容に関する指導を行う者及び我が国における生活上の留意点について指導するとともに、外国人美容師の生活状況を把握し、外国人美容師の相談を受ける等問題の発生を未然に防止するための生活指導を行う者の任命並びに配置する管理美容師に関する事項
- ・美容に関する指導を行う者
 - スタイリスト実務経験3年以上であること。
 - ・生活指導を行う者
 - 企業における人事労務管理の実務経験を有すること。（美容室における従業員の育成及び指導でも可。）
 - ・管理美容師
 - 管理美容師資格を有すること。
- (6) 報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項
- ・第4の(3)により確認すること。ただし、育成計画に係る美容所が育成機関とは異なる財産的基盤を有している場合は、当該美容所の財産的基盤を確認すること。
- (7) 外国人美容師との面接及び外国人美容師からの生活・労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）
- ・育成機関及び監理実施機関が設けている苦情・相談窓口がそれぞれ外国人美容師に明示されていること。
 - ・勤務時間外に相談対応ができること。
- (8) 外国人美容師の特定美容活動に係る経費の確保（育成機関による帰国旅費の確保）に関する事項
- ・育成機関により外国人美容師の帰国旅費が確保されていること。
- (9) 特定美容活動の継続が不可能となった場合の措置に関する事項
- ・特定美容活動の継続が不可能となった場合は、速やかに監理実施機関及び外国人

美容師に通知するなど、実施する措置が明らかにされていること。

(10) 外国人美容師に特定美容活動以外の業務（物品の販売、客引き等）を行わせない旨の誓約

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）に規定する「接待」等、特定美容活動以外の業務に従事させないこと。

・雇用契約書に記載されている業務範囲・職種が、第2の1に定める「特定美容活動」の範囲内であること。

(11) 育成期間内に実施予定の研修期間及び内容（区域外（ただし、本事業実施区域に限る。）で実施する研修も含む。）

(12) その他都が必要と認める事項

3 育成機関は、1の規定に基づき要領別記様式第2号を作成した場合は、当該様式に係る外国人美容師となることを希望する者に対し、その写しを交付しなければならない。

4 特定美容活動において、1の申請に係る事項に変更が生じた場合、育成機関は、要領別記様式第5号により監理実施機関を経由して都に速やかに申請し、承認を受けなければならない。

第8 特定美容活動の実施

1 育成機関は、外国人美容師を特定美容活動に従事させ、定期的に外国人美容師の実践的な美容に関する知識及び技能の修得状況を確認し、当該外国人美容師の習熟度に応じた適切な指導を行うものとする。

2 育成機関は、外国人美容師の業務日誌を作成し備え付け、特定美容活動終了後1年以上保存することとする。

第9 監理実施機関への報告

1 育成機関は、次に掲げる事項について、毎月1回、別記様式第1号により、監理実施機関へ報告しなければならない。

(1) 報告期間における新規外国人美容師の雇用人数

(2) 報告期間における外国人美容師の退職人数

(3) 外国人美容師に対する研修等の実施状況

2 育成機関は、次に掲げる場合は、その状況を速やかに別記様式第2号により監理実施機関に報告しなければならない。

(1) 外国人美容師の特定美容活動が終了し、帰国した場合

(2) 外国人美容師が第7の2(4)の休暇を取得した場合

(3) 特定美容活動において、第7の1の申請に係る事項に変更が生じた場合（第7の4の申請があった場合を除く。）

(4) 特定美容活動の継続が不可能となった場合

(5) 育成機関において外国人美容師が所在不明と判断した場合

(6) その他特定美容活動の実施状況等に関し都が必要であると認める場合

- 3 1及び2のほか、育成機関は、監理実施機関又は都から求めがあったときは、速やかに、当該求めに応じ本事業の実施状況その他必要な事項について報告しなければならない。

第10 監理実施機関による監査

- 1 育成機関は次に掲げる事項について、少なくとも半年に1回、外国人美容師を直接雇用している美容所において、監理実施機関による監査を受けなければならない。
 - (1) 適正な特定美容活動の提供に関すること。
 - (2) 適正な労働条件の確保（第6の2の規定による同等の特定美容活動に日本人が従事する場合の報酬と同等額以上の報酬の確保を含む。）に関すること。
 - (3) 安全衛生の確保に関すること。
 - (4) 雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険への加入に関すること。
 - (5) 出入国管理及び難民認定法の遵守に関すること。
 - (6) 育成計画に基づく研修の実施に関すること。
 - (7) その他、監理実施機関が必要と認めること。
- 2 1のほか、育成機関は、監理実施機関が第9の報告内容等により必要と判断した場合には、監理実施機関の求めに応じ、外国人美容師を直接雇用している美容所において、監理実施機関による監査を受けなければならない。
- 3 1及び2の規定による監査において、育成機関は、監理実施機関から求めがあったときは、監査に係る事項について、書面の提示その他適切な方法により説明しなければならない。
- 4 1及び2の規定による監査において、監理実施機関が、本事業の適正かつ確実な実施の観点から、期限を定め、育成機関に対し是正のための措置を講ずることを求めたときは、当該育成機関は、当該期間内に当該是正のための措置を講じ、その内容について監理実施機関に報告しなければならない。
- 5 育成機関は、1及び2の規定による監査があったときは、要領別記様式第9号により監理実施機関に外国人美容師の育成状況を報告するものとする。
- 6 都は、この事業の実施に際し、必要があると認めるときは、育成機関に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

第11 外国人美容師の保護

- 1 育成機関は、外国人美容師の苦情及び相談を受ける窓口を設け、適切に対応できる体制の構築など外国人美容師を保護する仕組みを設けなければならない。
- 2 育成機関は、外国人美容師が1の規定により苦情を申し述べ、又は相談を行ったことを理由として、当該外国人美容師に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

第12 帰国旅費の確保その他の帰国担保措置

- 1 育成機関は、外国人美容師が病気等のやむを得ない理由により帰国旅費を支弁できないときは、当該帰国旅費を負担しなければならない。
- 2 育成機関は、1に規定する帰国旅費について、賃金の控除等により当該外国人美容師に負担させてはならない。

第13 特定美容活動の継続が不可能となった場合の措置

- 1 育成機関に起因する理由により育成計画に従った特定美容活動の継続が不可能となった場合において、外国人美容師に責がなく、かつ、本人が継続して特定美容活動の実施を希望するときは、育成機関は監理実施機関と調整の上、特定美容活動の継続に必要な措置を講じるほか、新たな育成機関を確保するよう、努めるものとする。
- 2 1の場合において、該当する新たな育成機関は、要領別記様式第5号により育成計画の変更について、遅滞なく監理実施機関を経由して都に申請し、承認を受けなければならない。

第14 海外での日本式の美容に関する技術・文化の普及のために必要な措置

育成機関は、特定美容活動の終了後、外国人美容師の海外における日本式の美容に関する技術・文化の発信の状況について、内閣府地方創生推進事務局の調査に協力し、確認に努めることとする。